

調剤支援システムおよび全自動散薬分包機一式
仕様書

伊豆赤十字病院

1 調達物品の構成内容と必要な仕様

機 器 名 : ①調製支援システム
 ②全自動散薬分包機
 ③全自動散薬分包機

参 考 規 格 : ①YUNICOM-GX
 ②YS-Mini-R48-VC54
 ③YS- Mini-R48

同等品は可とするが、規格等の各項目についてその性能・機能、仕様書との相違点等を十分明らかにすること。

2 その他必要な条件

(1) 障害支援体制

- 1-1 保守、サービス体制に関し、次の要件を満たすこと。
- 1-2 1年間の保証を有する。
- 1-3 納入機器に障害が発生した場合、復旧のため迅速な対応が行えること。

(2) 設置条件

- 2-1 納入期限は令和7年10月31日（金）とするが、希望日以降での納入になる場合は別途、相談すること。
- 2-2 納入場所は、薬剤部とする。但しサーバー類については当院サーバー室とする。
- 2-3 納入機器は、最新機、新造、未使用のものであること。
- 2-4 指定納入場所への設置に関する調整、接続等の作業、工事等については全て契約金額内で行うこと。
- 2-5 機器の搬入及び調整については、診療業務に支障をきたさないよう、病院担当者と協議の上その指示によること。

(3) その他

- 3-1 日本語の操作マニュアルを提供すること。
- 3-2 納入機器の管理者、運用者に技術指導を行うこと。

3 当該機器のうち医療用具に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性確保等に関する法律の承認を得た物品であること。

調達物品の構成内容と必要な仕様（別紙詳細）

1 調剤支援システム

- 1-1 既存システムの環境設定をとどこおりなく行えること。
- 1-2 現状の各種システムハードウェアとの接続適合性があること。

2 調剤解析用端末

- 2-1 病院の電子カルテシステムより受信した情報を薬局部門システム用データに変換できること。
- 2-2 薬剤部の運用にあったタイミングでの帳票発行、機器動作などを行えること。
- 2-3 処方受信後の処方箋は内規に合致した情報処理をし、各調剤機器へ送信できること。
- 2-4 処方データを基に、散薬分包機・錠剤分包機で分包紙に患者氏名・薬剤名・服用方等の印字ができるよう散薬分包機・錠剤分包機それぞれと連携できること。
- 2-5 電子カルテ側に障害が発生した場合でも部門システムとして可能な限りの必要な処理が継続できること。
- 2-6 データベースやシステムファイルは定期的にバックアップがされること。
- 2-7 操作者を記録する機能があり、当院の依頼に応じて提出されること。
- 2-8 情報提供文書の出力指示をし、薬袋印字システムに送信できること。
- 2-9 薬剤情報提供文書は薬品別、医師別、科別、患者別に文言を区別して出力できること。
- 2-10 薬剤情報提供文書には用法・用量等も含んでいること。
- 2-11 薬剤情報は削除・変更の情報だけでも発行できること。
- 2-12 薬剤情報提供文書は薬袋・処方箋と共に発行ができること。
- 2-13 お薬手帳用の情報が出力できること。
- 2-14 ハードトラブル時にも、号機振替やプリンター出力先振替などを簡易な操作で行えること。
- 2-15 処方箋・薬袋は文字の大きさ、印字場所などを変更できる機能を有すること。
- 2-16 処方箋・薬袋のレイアウトは運用に合わせたレイアウトで印字できること。
- 2-17 特定の薬品を投与した患者の検索ができる機能を有すること。
- 2-18 調剤支援システムのデータ保管用サーバは、患者単位のデータベース構築のため注射システムと同一のサーバを利用すること。
- 2-19 データサーバから処方システム、注射システムの各調剤機器にデータを送信できること。
- 2-20 PC は CPU がインテル Core i5 13400(2.50GHz)相当以上、主記憶装置の容量は 16GB 以上を備えていること。
- 2-21 PC は 250GB 以上の物理容量を持つ SSD を内蔵すること。

2-22 19 インチ以上、解像度 1280×1024 以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスを有していること。

2-23 オペレーティングシステムに関しては Windows11 Professional 日本語版 相当以上であること。

2-24 PC は 1000Base-T 以上のインターフェースを 1 個有し、通信プロトコルは TCP/IP であること。

2-25 サーバーおよびバックアップ用機器（NAS 等）、サーバー用 UPS はラックマウント型とし、当院のサーバーラックに設置すること。

3 ソフトウェアのライセンス

3-1 システム構成に必要なソフトウェアとライセンスを調達すること。

3-2 システム構成に必要なプレインストール以外のソフトウェアは、無償・有償の別や製品名・数量等の一覧およびライセンス証跡が確認できるものを納品時に提出すること。